

合併処理浄化槽補助金の所要書類

【交付申請前】

浄化槽設置整備事業補助金交付希望調査票(予約票) (事前に提出していただくこと
をお勧めします)

【交付申請時】

- 1 合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書【様式第1号】
- 2 建築確認通知書の写し(第五面まで)、または審査期間を経過した浄化槽設置届の写し(所管する官庁の受付が確認できるもの)
- 3 設置場所の図面
 - ・ 位置図
 - ・ 排水経路図(敷地境界線、家屋の間取り、浄化槽及びますの位置、放流先、管種、口径、延長、勾配、ますの深さを記入したもの)
- 4 **納税証明書**
※下記以外の申請者の方については、「納税証明書」は不用です
 - ・ 申請年の1月1日において、笠岡市内に住所がある方
 - ・ 申請年の1月1日において、笠岡市内に土地・家屋等を所有されている方
 - ・ 申請年の4月1日において、笠岡市が「使用の本拠の位置」となっている軽自動車等(軽自動車, 原動機付自転車等)を所有されている方
- 5 賃貸人の承諾書(専用住宅を借りている者に限る)
- 6 補助金見積額調書
- 7 浄化槽設置票(合併)の表裏の写し
- 8 工場生産認定シートの写し
- 9 登録浄化槽管理票(C票)
- 10 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく「保証登録証(市町村用)」
- 11 合併処理浄化槽登録証の写し
- 12 浄化槽設備士免状の写し(昭和62年度以前の資格取得の場合は、修了証の写しも併せて添付のこと)
- 13 普通河川等使用許可書または道路占用許可書の写し(放流先が河川・道路等の占用許可が必要となる場合)
- 14 共有者委任状(共有で合併処理浄化槽を設置する場合)
- 15 理由書(宅内配管補助費金を加算して申請する場合には、単独処理浄化槽又はくみ取り槽の全撤去が不可能な場合、法定人槽より大きい合併処理浄化槽を設置する場合に必要)
- 16 浄化槽検査結果書(法第11条)の写し(既設の単独処理浄化槽の撤去補助費及び宅内配管工事補助金を加算申請する場合に必要)
- 17 誓約書
- 18 下水道接続確約書(暫定対象区域の者に限る)
- 19 その他市長が必要と認める書類

【実績報告時】

- 1 **合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書【様式第5号】**
(補助事業が完了した日から起算して1ヶ月以内、または当該年度末日のいずれか早い日までに提出すること)
- 2 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約の写し
(委託料、委託期間、契約年月日は必ず記入すること)
- 3 浄化槽法定検査(浄化槽法第7条)依頼書の写し
- 4 浄化槽法定検査(浄化槽法第11条)依頼書の写し(単独処理浄化槽に伴う加算補助(撤去又は配管工事)がある場合)
- 5 竣工図面
- 6 工事写真(着手前、工事中及び竣工時のもの)
- 7 宅内配管工事の工事写真(単独処理浄化槽又はくみ取り槽からの転換に伴う宅内配管工事費の加算補助がある場合は、特にその工事内容がわかる写真の提出が必要)
- 8 単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去前・撤去中・撤去後の写真(単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去補助加算がある場合)
- 9 単独処理浄化槽又はくみ取り槽の産業廃棄物管理票の写し【E票】(既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去補助加算がある場合)
- 10 **合併処理浄化槽チェックリスト**(整備士の押印が必要)
- 11 **請求書及び口座振替申請書**(金融機関名、口座番号、名義人は必ず記入すること)
「請求書及び口座振替申請書」の内容(名前・口座番号等)を間違えて記入され、振込みが出来ない事例が有ります。提出前に再度、記入内容の確認をお願いします。

※**赤字**で記述されている様式は、ホームページよりダウンロードできます